海でのルールやマナー

新潟県農林水産部水産課調整係

海では漁業者の皆さんをはじめ、遊漁者の皆さんが守らなければならないルールやマナーがあります。水産資源を大切にし、いつまでも遊漁が楽しめるようルールやマナーを守りましょう。

新潟県海釣りマナー

１　まき餌の使用量について

- **使う量は必要最小限に控えましょう。**
 １人８ｋｇ（潮通しが悪い水域は１ｋｇ）を上限としてください。
- **米ぬか、赤土などを主としたまき餌は止めましょう。**
 それらの大量使用は環境に悪影響を与えます。
- **海藻の生えている場所を汚さないようにしましょう。**
 わかめ、もずく、えご、いわのり等は漁業権により採捕、養殖されています。
- **漁網（定置網など）の近くでの使用は止めましょう。**
- **魚や貝などの養殖が行われている場所での使用は止めましょう。**

２　ゴミなどの処分について

- **残ったまき餌､使い終わった釣り針･釣り糸や空き缶などのゴミは持ち帰りましょう。**

３　釣り場の利用について

- **漁業者の操業を妨げないよう注意しましょう。**
- **魚礁（天然礁を含む）で他船の妨げとなる行為は止めましょう。**
- **釣り場をきれいにして帰りましょう。**

４　地域ルールについて

- **この他、地元関係者で定められているルールもしっかり守りましょう。**

目　　次

Ⅰ　自由に魚や貝類、海藻をとることはできません　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
Ⅱ　遊漁者の皆さんが行える漁法には制約があります　・・・・・・・・・・・・・・・・　３
Ⅲ　水産動植物の採捕が禁止されている海域があります　・・・・・・・・・・・・・・・　４
Ⅳ　限られた資源を大切にしましょう　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
Ⅴ　きれいな海を大切にしましょう。安全に心がけましょう　・・・・・・・・・・・・・１２

新潟県漁業調整規則の詳細をご覧になりたい方はこちらをご覧ください。

http://www1.g-reiki.net/niigataken/reiki_honbun/ae40106871.html

Ⅰ 自由に魚や貝類、海藻をとることはできません

１　漁業権の対象となっている水産動植物

漁業権とは、漁師さんが排他的に漁業を営むことができる権利で、漁業協同組合等に免許されています。この漁業権が設定されている地域では、一般の人(遊漁者等)が漁業権の対象となる貝類､海藻を自由にとることはできません｡漁業権には次の３種類があります。

【漁業権の種類】

①共同漁業権：一定地域の漁民が一定の水面を共同で利用する権利
②区画漁業権：一定の区域内において養殖業を営む権利
③定置漁業権：定置網漁業を営む権利

中でも共同漁業権では、漁業権ごとに対象魚種を設定しており、一般の人が対象となっている水産動植物を採捕すると漁業権侵害や窃盗罪に問われる場合があります。
なお、代表的な水産動植物は以下のとおりです。

【共同漁業権の対象となっている主なもの】

あわび、さざえ、かき、こたまがい（あさり）、いがい、わかめ、いわのり、
もずく、てんぐさ、たこ、ぎんばそう、あらめ、つるも、あかもく、etc･･･

注) 着底するものに限らず､漂流･漂着したものであっても罪に問われる場合があります。

２　漁業法で採捕が規制されている水産動植物

令和２年12月に漁業法が改正され、悪質な密漁の対象となるおそれが大きい水産動植物が特定水産動植物として規定されました。それに伴い、一般の人が特定水産動植物を採捕する行為が原則として禁止されました。なお、特定水産動植物は以下のとおりです。

【特定水産動植物】

あわび、なまこ、うなぎの稚魚（全長13㎝以下、通称シラスウナギ）

３　新潟県漁業調整規則で採捕が規制されている水産動植物

都道府県では、漁業調整規則と呼ばれる規則を制定しており、水産動植物を採捕してはいけない期間などを定めています｡なお､新潟県の海面における規制は以下のとおりです。

水産動植物	禁止期間
あゆ	１月１日から６月15日まで
うなぎ(全長40㎝以下)	周年
えご	10月１日から翌年６月30日まで
てんぐさ	９月１日から翌年４月30日まで

Ⅱ　遊漁者の皆さんが行える漁法には制約があります

遊漁者の皆さんが行える漁法は県漁業調整規則（第40条）で決まっています。

【行うことができる魚の捕り方】

◇　手釣り・竿釣り（ひき釣り（トローリング）は禁止）
◇　たも網・さで網
◇　投網（船を使用しないものに限る）
◇　やす（水中銃を含むもりは使用禁止）及びは具
◇　手づかみ

【注意】

・スキューバ（潜水具）を使用して魚・貝・海藻などをとることはできません！
・上記の漁具・漁法であっても漁業権の区域内で漁業者の操業を妨げてはいけません！

【注意】

新潟海区及び佐渡海区漁業調整委員会で、まき餌釣りに関して下記のとおり指示されています。

海　区	項　目	まき餌に関する委員会指示内容
新潟海区	禁止区域	・コンクリート面で造成したいわのり漁場の周囲100 m以内 ・わかめ養殖施設の周囲100 m以内
	漁具制限	・船釣りでは、まき餌かご、まき餌袋等によるまき餌の使用のみを認め、直接海中に投入するまき餌は禁止
佐渡海区	禁止区域	・加茂湖全域 ・コンクリート面で造成したいわのり漁場の周囲100 m以内 ・わかめ養殖施設の周囲100 m以内 ・魚介類の畜養・養殖施設の周囲100 m以内 ・共同漁業権佐共第５号（姫津地先）内の船だまり
	漁具制限	・船釣りでは、まき餌かご、まき餌袋等によるまき餌の使用のみを認め、直接海中に投入するまき餌は禁止 ・次の共同漁業権の区域については、オキアミ以外のまき餌は禁止 １）佐共第５号（姫津地先） ２）佐共第１９号 （大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び莚場地先） ３）佐共第３７，３８号（梅津、羽吉及び椿地先）

※　この他にもまき餌釣りを禁止している海域があります。
詳しくは令和３年３月 23 日発行の新潟県報第 23 号をご覧下さい。

Ⅲ　水産動植物の採捕が禁止されている海域について

１　広域型増殖場では水産動植物をとることはできません。

マダイ・ヒラメ等の回遊魚の増殖を目的とした施設（広域型増殖場）では、そこに集まる魚たちの保護育成を図るため、海区漁業調整委員会の指示により水産動植物の採捕が禁止されています。

これらの海域では漁業はもとより遊漁もできませんのでご注意願います。

【禁止海域】

名称	増殖場の位置
出雲崎地区広域型増殖場	柏崎市椎谷鼻沖合
柿崎地区広域型増殖場	上越市柿崎川沖合
新潟地区広域型増殖場（島見町沖）	新潟市北区島見町沖合
岩船地区広域型増殖場	村上市岩船港沖合
新潟地区広域型増殖場（真砂町沖）	新潟市西区真砂町沖合
北蒲地区広域型増殖場	胎内市沖合
上海府地区広域型増殖場	村上市間島沖合
山北地区広域型増殖場	村上市鳥越崎沖合
粟島地区広域型増殖場	粟島浦村内浦沖合
稲鯨地区小規模増殖場	佐渡市稲鯨沖合
姫津地区大規模増殖場	佐渡市姫津地先沖合
高千地区大規模増殖場	佐渡市高千地先沖合

上記は漁業者及び遊漁者とも水産動植物を採捕することができない海域です。

なお、上記の他にも海区漁業調整委員会指示により漁業の操業区域が禁止されている海域がありますのでご注意願います。

詳細はP. ５～P. ７をご覧ください。

水産動植物の採捕が禁止されている海域一覧（1/3）

名称（位置）	禁　止　区　域	禁止期間
出雲崎地区広域型増殖場 （柏崎市椎谷鼻沖合）	次に掲げる１～８の各点で囲まれた海域 点１　北緯37度30.879分、東経138度35.069分の点 点２　北緯37度30.610分、東経138度35.789分の点 点３　北緯37度29.880分、東経138度35.589分の点 点４　北緯37度29.460分、東経138度36.489分の点 点５　北緯37度28.580分、東経138度35.989分の点 点６　北緯37度28.930分、東経138度35.309分の点 点７　北緯37度28.530分、東経138度35.009分の点 点８　北緯37度28.920分、東経138度33.559分の点	周年
柿崎地区増殖場 （上越市柿崎川沖合）	次に掲げる１～４の各点で囲まれた海域 点１　北緯37度17.364分、東経138度21.919分の点 点２　北緯37度17.709分、東経138度22.396分の点 点３　北緯37度17.998分、東経138度21.963分の点 点４　北緯37度17.725分、東経138度21.510分の点	８月20日から 11月30日まで
新潟地区広域型増殖場 （新潟市北区島見町沖合）	次に掲げる１～４の各点で囲まれた海域 点１　北緯38度00.278分、東経139度09.995分の点 点２　北緯38度00.028分、東経139度10.126分の点 点３　北緯38度00.360分、東経139度11.136分の点 点４　北緯38度00.609分、東経139度11.005分の点	８月20日から 11月30日まで
岩船地区広域型増殖場 （村上市岩船港沖合）	次に掲げる１～４の各点で囲まれた海域 点１　北緯38度12.776分、東経139度23.152分の点 点２　北緯38度12.676分、東経139度23.552分の点 点３　北緯38度11.443分、東経139度23.002分の点 点４　北緯38度11.543分、東経139度22.619分の点	８月20日から 11月30日まで
新潟地区広域型増殖場 （新潟市西区真砂町沖合）	次に掲げる１～４の各点で囲まれた海域 点１　北緯37度55.886分、東経138度54.960分の点 点２　北緯37度55.555分、東経138度55.234分の点 点３　北緯37度56.145分、東経138度56.391分の点 点４　北緯37度56.459分、東経138度56.127分の点	８月20日から 11月30日まで

注：緯度・経度は世界測地系で表示

上記は漁業者及び遊漁者が全ての水産動植物を採捕できない海域です。

水産動植物の採捕が禁止されている海域一覧（2/3）

名称・位置	禁　止　区　域	禁止期間
北蒲地区広域型増殖場 （胎内市沖合）	次に掲げる１～４の各点で囲まれた海域 点１　北緯38度4.863分、東経139度17.624分の点 点２　北緯38度4.607分、東経139度18.091分の点 点３　北緯38度5.422分、東経139度18.942分の点 点４　北緯38度5.735分、東経139度18.492分の点	８月20日から 11月30日まで
上海府地区広域型増殖場 （村上市間島沖合）	次に掲げる１～４の各点で囲まれた海域 点１　北緯38度16.207分、東経139度24.167分の点 点２　北緯38度16.186分、東経139度24.615分の点 点３　北緯38度17.087分、東経139度24.932分の点 点４　北緯38度17.103分、東経139度24.496分の点	８月20日から 11月30日まで
山北地区広域型増殖場 （村上市鳥越崎沖合）	次に掲げる１～４の各点で囲まれた海域 点１　北緯38度22.178分、東経139度26.189分の点 点２　北緯38度22.494分、東経139度25.010分の点 点３　北緯38度22.173分、東経139度24.918分の点 点４　北緯38度22.394分、東経139度24.090分の点 点５　北緯38度22.060分、東経139度23.954分の点 点６　北緯38度21.681分、東経139度24.008分の点 点７　北緯38度21.263分、東経139度25.821分の点	８月20日から 11月30日まで
粟島地区広域型増殖場 （粟島浦村内浦沖合）	次に掲げる１～４の各点で囲まれた海域 点１　北緯38度26.722分、東経139度14.718分の点 点２　北緯38度26.372分、東経139度15.148分の点 点３　北緯38度26.805分、東経139度15.716分の点 点４　北緯38度27.154分、東経139度15.286分の点	８月20日から 11月30日まで
稲鯨地区小規模増殖場 （佐渡市稲鯨沖合）	次に掲げる１～４の各点で囲まれた海域 点１　稲鯨漁港防波堤灯台から217度30分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）1,420㍍の点 点２　稲鯨漁港防波堤灯台から227度00分2,340㍍の点 点３　稲鯨漁港防波堤灯台から268度50分2,765㍍の点 点４　稲鯨漁港防波堤灯台から272度00分1,695㍍の点	周年

注：緯度・経度は世界測地系で表示

上記は漁業者及び遊漁者が全ての水産動植物を採捕できない海域です。

水産動植物の採捕が禁止されている海域一覧（3/3）

名称・位置	禁　止　区　域	禁止行為
姫津地区大規模増殖場（佐渡市姫津地先沖合）	次に掲げる１～８の各点で囲まれた海域 点１　佐渡市大崎灯台から260度00分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）2,100ﾒｰﾄﾙの点 点２　佐渡市大崎灯台から295度00分1,350ﾒｰﾄﾙの点 点３　佐渡市大崎灯台から318度30分2,000ﾒｰﾄﾙの点 点４　佐渡市大崎灯台から349度30分2,450ﾒｰﾄﾙの点 点５　佐渡市大崎灯台から 14度00分2,180ﾒｰﾄﾙの点 点６　佐渡市大崎灯台から339度30分1,290ﾒｰﾄﾙの点 点７　佐渡市大崎灯台から308度30分　470ﾒｰﾄﾙの点 点８　佐渡市大崎灯台から241度30分1,350ﾒｰﾄﾙの点	刺し網を用いた水産動植物の採捕（周年）及びﾔﾘｲｶ採捕を目的とする一切の行為（１月１日から４月30日まで）
高千地区大規模増殖場（佐渡市高千地先沖合）	次に掲げる１～８の各点で囲まれた海域 点１　佐渡市入崎灯台から244度30分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）4,600ﾒｰﾄﾙの点 点２　佐渡市入崎灯台から249度00分3,300ﾒｰﾄﾙの点 点３　佐渡市入崎灯台から262度30分2,950ﾒｰﾄﾙの点 点４　佐渡市入崎灯台から284度00分2,200ﾒｰﾄﾙの点 点５　佐渡市入崎灯台から279度00分1,200ﾒｰﾄﾙの点 点６　佐渡市入崎灯台から250度00分2,100ﾒｰﾄﾙの点 点７　佐渡市入崎灯台から233度30分2,650ﾒｰﾄﾙの点 点８　佐渡市入崎灯台から233度30分4,000ﾒｰﾄﾙの点	刺し網を用いた水産動植物の採捕（周年）及びﾔﾘｲｶ採捕を目的とする一切の行為（１月１日から４月30日まで）

注：緯度・経度は世界測地系で表示。

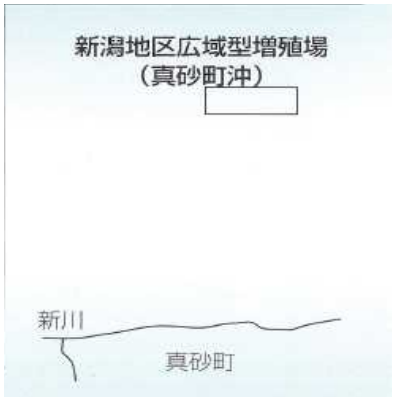
【禁止海域図】

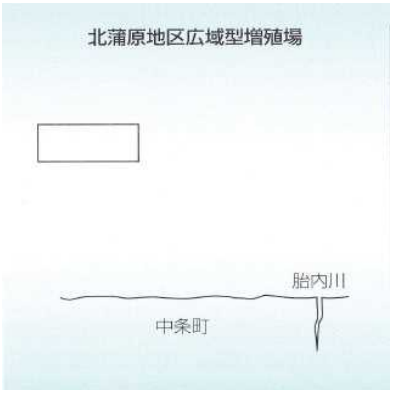

出雲崎地区広域型増殖場
椎谷鼻

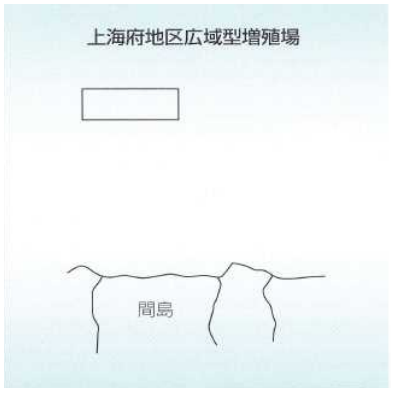

柿崎地区広域型増殖場
柿崎川

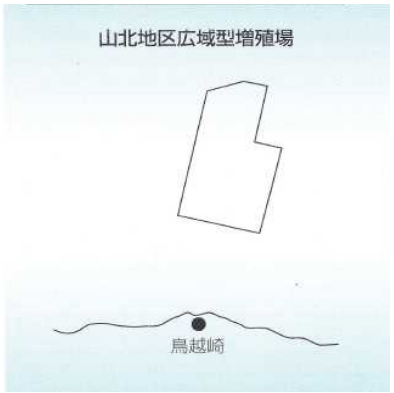

新潟地区広域型増殖場
（島見町沖）
東港
島見町


岩船地区広域型増殖場
岩船港


新潟地区広域型増殖場
（真砂町沖）
新川
真砂町

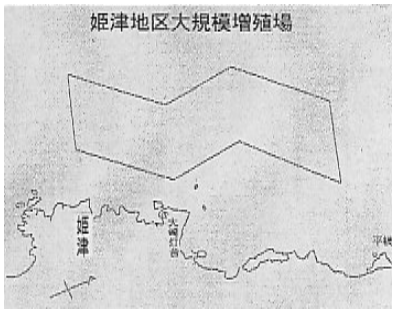

北蒲原地区広域型増殖場
胎内川
中条町

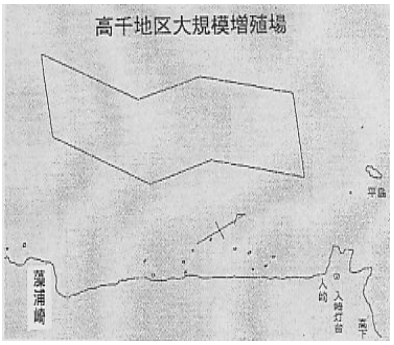

上海府地区広域型増殖場
間島


山北地区広域型増殖場
鳥越崎


粟島地区広域型増殖場
内浦


稲鯨地区小規模増殖場
稲鯨
台ケ鼻


姫津地区大規模増殖場
姫津


高千地区大規模増殖場
藻浦崎

２　河口付近でさけ・ますの採捕が禁止されている場所があります。

次の河口付近では、さけ・ますが産卵のため安心して川に上れるよう、その採捕が禁止されています。

河口付近におけるさけ、ますの採捕の禁止区域

（海区漁業調整委員会指示）

名称	禁止区域 （河口中央からの距離）	禁止期間
勝木川河口	半径　700m以内の海域	さけ
三面川河口※１	半径　850m以内の海域	10月１日から
信濃川河口※１	半径　800m以内の海域	12月31日まで
阿賀野川河口※１	半径1,100m以内の海域	
荒川河口※１	半径　850m以内の海域	ます
大河津分水路河口※１	半径　850m以内の海域	３月１日から
姫川河口※１	半径　800m以内の海域	６月15日まで
胎内川河口※１	半径　800m以内の海域	
加治川分水路河口※１	半径　850m以内の海域	
大川河口※　１	半径1,000m以内の海域	
関屋分水路河口※１	半径　750m以内の海域	
谷根川河口	半径　600m以内の海域	
桑取川河口	半径　600m以内の海域	
名立川河口	半径　700m以内の海域	
能生川河口	半径　700m以内の海域	
早川河口	半径　450m以内の海域	
田海川河口※２	半径　400m以内の海域	

注：※１印の河川は県漁業調整規則第41条（禁止区域が河口中央から600m以内）で禁止されています。

※２印の河川はさけのみ採捕禁止（禁止期間は他と同様）。

３　定置網の周辺では遊漁ができません

次に示す定置網が敷設されている周辺には保護区域が設定され、定置網漁業の操業を妨げる漁業及び遊漁が禁止されています。

（海区漁業調整委員会指示）

定置網の保護区域（越後側）

免許番号	漁場の位置	漁業時期	保護区域（メートル）		
			左側	右側	沖合
新定第１号	岩船郡粟島浦村地先	周　年	1,000	1,000	800
新定第２号	岩船郡粟島浦村地先	4月1日から9月30日まで	1,000	1,000	800
新定第３号	岩船郡粟島浦村地先	4月1日から9月30日まで	1,000	1,000	800
新定第４号	糸魚川市大字梶屋敷及び大字田伏地先	周　年	100	150	100
新定第５号	糸魚川市大字青海地先	周　年	150	150	100
新定第６号	糸魚川市大字青海地先	周　年	150	150	100

定置網の保護区域（佐渡側）

免許番号	漁場の位置	漁業時期	保護区域（メートル）		
			左側	右側	沖合
佐定第１号	佐渡市石名地先	周　年	1,500	700	－
佐定第２号	佐渡市石名地先	周　年	1,500	700	500
佐定第３号	佐渡市達者地先	3月1日から10月31日まで	1,500	700	－
佐定第４号	佐渡市達者地先	周　年	1,500	700	500
佐定第５号	佐渡市小川地先	周　年	1,500	700	500
佐定第６号	佐渡市田切須地先	周　年	1,500	700	－
佐定第７号	佐渡市田切須地先	周　年	1,500	700	500
佐定第８号	佐渡市江積地先	3月1日から12月31日まで	1,500	700	－
佐定第９号	佐渡市江積地先	3月1日から12月31日まで	1,500	700	500
佐定第10号	佐渡市南新保地先	周　年	700	1,500	500
佐定第11号	佐渡市椿地先	周　年	300	2,000	500
佐定第12号	佐渡市白瀬地先	周　年	500	2,000	500
佐定第13号	佐渡市和木地先	周　年	500	2,000	500
佐定第14号	佐渡市平松地先	周　年	500	1,000	500
佐定第15号	佐渡市黒姫地先	周　年	500	2,000	500
佐定第16号	佐渡市北小浦地先	周　年	500	2,000	500
佐定第17号	佐渡市鷲崎地先	周　年	500	2,000	500

Ⅳ　限られた資源を大切にしましょう

１　漁業者の取組と遊漁者へのお願い

漁業者は限られた資源を効果的に利用することを目的として、小さな魚を捕らない・再放流する等の取組を行っています。

遊漁者の皆さんも小さな魚を捕らないようご協力をお願いします。

【漁業者の主な自主規制】

魚種	取組内容
まだい	全長14cm未満再放流
ひらめ	全長30cm未満再放流
まがれい	全長13cm未満再放流
みずだこ	体重１kg未満再放流
うすめばる	全長12cm未満再放流
しろぎす	全長12cm未満再放流

２　遊漁によるクロマグロの採捕について

遊漁によるクロマグロの採捕は、広域漁業調整委員会の委員会指示により令和３年６月から規制されています。詳しい規制内容については、下記水産庁HPをご覧ください。

水産庁HP（クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ）
https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kuromaguro/kyouryokuirai.html

Ⅴ　きれいな海を大切にしましょう。安全に心がけましょう

１　海を大切にしましょう

「海は広いから少しくらいゴミを捨てても大丈夫」というのは大きな間違いです。きれいな海を守っていくには、皆さんの海を大切に思う気持ちが必要です。

◇　ゴミは各人が責任を持って必ず持ち帰りましょう。
◇　残った釣り餌等を捨てていかないでください。堤防や海岸が汚れています。
◇　釣り針などを捨てていかないでください。人に対して危険のほか、海鳥たちも傷ついています。

【小学生や漁師さんはごみ清掃を行っています】

	
小学生もゴミ拾いに協力しています。	漁師さんは海底清掃を行っています。 ビニールシートまで入ってきます。

２　安全に心がけましょう

海は私たちにとって楽しいレクリエーションの場でありますが、時にはとても危険な場所になります。

◇　遊漁に出発する前には必ず天候を確認するようにしましょう。
◇　海の状況は大変変わりやすいので、十分注意し余裕を持った行動をしましょう。
◇　危険な場所での遊漁はやめましょう。
◇　単独行動はやめ、救命装備を整えましょう。
◇　無謀な操船は慎みましょう。
◇　操業中の漁船や漁具の周辺は危険です。
◇　漁船の操業を妨げないようにしましょう。

【ダイバーの方へ】

◇　潜水機器の点検整備を怠らないようにしましょう。
◇　単独での潜水はやめましょう。
◇　水産動植物に触れたり、岩を動かしたりしてはいけません。
◇　ダイビングで魚をとってはいけません。

作成日：令和６年７月